

大阪労働局発表
平成28年1月13日

【担当】
大阪労働局職業安定部雇用保険課

電話 06-4790-6320

報道関係者 各位

梅田公共職業安定所における文書の誤送付について

大阪労働局（局長 中沖 剛）は、梅田公共職業安定所（所長 松井 大造。以下「梅田所」という。）における個人情報を含む文書の誤送付について、下記のとおり事実を確認のうえ、必要な措置を講じることとしましたので、概要をお知らせいたします。

記

1 概要

梅田所において、雇用保険受給資格者Aさん（以下「Aさん」という。）の雇用保険受給資格者証（以下「資格者証」という。）を別人の雇用保険受給資格者Bさん（以下「Bさん」という。）に、Bさんの資格者証をAさんに誤送付するという事案が発生した。

※ 資格者証とは、失業等給付の受給手続きのために必要な書類であり、受給資格者の氏名、生年月日、所定給付日数、振込先の金融機関コード、口座番号、基本手当日額、支給された給付金額及び顔写真等の情報が記載されている。

2 事実経過

（1）平成27年12月17日、

梅田所長は、Aさん及びBさんの再就職手当の支給申請に係る支給決定処分を行い、職員X及びYが確認の上、Aさん及びBさん宛てにそれぞれ送付すべき資格者証等を郵送した。

（2）同月28日、

梅田所にAさんが来所し、「Bさんの資格者証が郵送で届いた」との申し出があり、確認の結果、Aさん及びBさんにそれぞれ誤送付していることが判明した。

誤送付についてAさんに謝罪を行い理解を得た上で、Bさんの資格者証を回収した。

(3) 平成 28 年 1 月 4 日、

B さん宅へ庶務課長及び雇用保険給付課長が訪問し、経過説明と謝罪を行い理解を得るとともに、B さんの資格者証を返還し、A さんの資格者証を回収した。

(4) 同月 6 日、

A さんの了解のもと、郵送により A さんの資格者証を返還した。

3 発生原因

郵便物封入時又は封緘時の確認が不十分であったことが原因と考えられる。

4 再発防止策

(1) 梅田所においては、平成 28 年 1 月 4 日に課長・統括職業指導官以上を対象とする緊急幹部会議を開催し、所長から上記事案の経過を説明し、個人情報の適切な取扱いを徹底するように指示した。

特に、文書の発送作業においては、封入時のチェック後、封緘時に発送物及び封筒の表書きの宛先、住所と確認用文書等との照合を複数名で読み合わせ確認を行うように指示した。

(2) 大阪労働局においては、同月 5 日、管内の公共職業安定所長に対し、個人情報の記載された書類の保管及び取扱いの徹底について指示を行った。